

保険医協同組合だより

発行：鳥取県保険医協同組合
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3064 FAX 0859-24-3066

休業保障にご加入の皆様へ

新型コロナウイルス感染に関する 休業保障の取扱いについて

鳥取県保険医協会・協同組合で取り扱っている開業医休業保障・保険医休業保障では、この度の新型コロナウイルス感染症の発生に対し、通常の疾病と同様の対応を取っております。両制度は、傷病の治療を目的とした休業に対し、給付金をお支払いする制度です。よって、PCR検査等により陽性と判断されたか否かにかかわらず、第三者である医師の判断で、休業（入院・自宅療養）した場合は、『疑い』病名での傷病名でも傷病給付金のお支払い対象となります。

自主判断や自治体等からの要請で休業した場合であっても、第三者の医師に受診していない休業は対象となりませんのでご注意ください。また、この度の非常時の対応として、オンラインや電話による診療で医療証明書が出された場合も給付対象となるかは、現在確認中です。

その他の傷病によって休業する場合も含め、まずは保険医協会・協同組合までお問い合わせください。

※傷病給付金の請求には、各制度専用の申請書、医療証明書等が必要となります。

※両制度ともに免責期間があります。

開業医休業保障…自宅療養時は5日以上連続して休業した場合、5日目からの期間（入院時は初日から）が対象となります。

保険医休業保障…休業開始時から6日以上連続して休業した場合、6日目からの期間が対象となります。



保険医協会・協同組合の休業保障は申込受付中！

（申込期間 2020年4月1日～5月25日 加入日 2020年8月1日）

告知の内容によっては、加入をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

ポイント① 保険医同士の助け合いから生まれた制度

休業保障は、病気や怪我などの休業時に、安心して療養に専念できる制度を、医師・歯科医師が自ら運営する相互の助け合い制度として誕生しました。医師・歯科医師の就業実態に合った充実の保障内容となっています。

ポイント② 入院時の他に自宅療養期間も給付対象

入院時・通院時のみならず、自宅で療養している期間も給付の対象となります。ただし、休業中の旅行や諸会議への出席等の事実が判明した場合は、休業とみなされません。

給付金額

1口1日あたり
入院休業 8,000円
自宅休業 6,000円
の充実の給付

ポイント③ 代診の医師・歯科医師が診療しても対象

代診の先生にお願いして医院の診療を継続していても、加入者本人が休業していれば給付の対象となります。

その他の取扱い共済制度もあわせてご検討ください

『グループ保険』 もしも…の時のために、割安な生命保険

『保険医年金』 保険医のための積立型の年金制度

